

労働者派遣法第 23 条第 5 項にかかる情報

株式会社マイナビワークス

京都支社

労働者派遣法第 23 条第 5 項により開示する情報は、次のとおりです。
(対象期間 : 2017 年 12 月 1 日 ~ 2018 年 9 月 30 日)

1. 派遣労働者の数

2018 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 234 人 (日雇派遣労働者を除く)

2. 派遣先の数

2017 年度 派遣先事業所数 (実数) 172 件

3. マージン率

2017 年度 マージン率の平均 28.7% (小数点以下一位未満の端数は四捨五入)

4. キャリアアップに資する教育訓練に関する事項

派遣就業する派遣労働者を対象に、 e-learning を中心とした教育訓練を実施しています。
詳細は、 Mypage よりご確認いただけます。(賃金支給 : 有 / 費用負担 : 無)
情報セキュリティ関連、セルフマネジメント、ビジネススキル、 OA 機器操作訓練等
尚、希望する派遣登録者及び派遣労働者は、提携している PC スクールの講座を割引料
金で受講できるプログラム (パソコン関連等) を設けています。

5. 派遣料金の平均額

2017 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均 13,714 円

6. 派遣労働者の賃金の平均額

2017 年度 派遣労働者の賃金の平均額 9,773 円

7. その他事業運営に参考となりうる事項

- (1) マージン率は、法定の計算式にて算出されたものであり、雇用保険、社会保険等の会社
負担、事業所維持のための入件費、光熱費等の諸経費を計算の基礎に含んでおりません。
- (2) 派遣料金の平均額、派遣労働者の賃金の平均額は、異なる職種のすべてを平均化して算
出しております。
- (3) その他、キャリアコンサルティングの相談窓口は下記となります。
相談受付は予約制となります。また、事業所もしくは電話にて行います。
下記フリーダイヤルもしくは、マイページよりご予約頂けます。

株式会社マイナビワークス 京都支社 / フリーダイヤル : 0120 015352 (土日祝休)

以上